

---

## 原子力防災訓練の実際

(明石真言ほか、救急医療ジャーナル 19: (6) 42-45, 2011)

2012年6月8日、災害医学抄読会 <http://plaza.umin.ac.jp/~GHDNet/circle/>

---

### はじめに

2011年3月11日に起きた東日本大震災は、これまでに行われてきた原子力防災訓練のあり方を、根本的に見直す必要性を示した。原子力災害従事者が必要最低限の放射線に関する知識を持つことは不可欠であり、原子力・放射線災害に直面して、現場において個々に判断と対応ができる災害従事者を育成することが求められている。東日本大震災での対応のヒントはすでに過去の災害にあったのだが、それらを十分に生かせていなかった。ここでは、震災以前の原子力訓練と、今回の震災から得られた貴重なヒントを反映できる原子力防災訓練のあり方を提言する。

### 原子力訓練

わが国には原子力防災対策において以下の5つの法律・計画が基本的な項目を定めている。

原子力防災訓練は原子力災害対策特別措置法に基づいて行われている。また、防災基本計画では防災関係機関による防災訓練の実施を記しており、経済産業省と文部科学省は訓練計画を作成しそれぞれ原子力事業所を発災元とした訓練、原子力関係研究施設を発災元とした訓練を行っている。

原子力防災訓練の内容は、政府（内閣府）に設置された原子力災害対策本部と緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に置かれる原子力災害現地対策本部の両方が、通信機器による情報交換を行いながら、意思を決定し、活動を実施することが中心である。

災害対策基本法	1961年制定。国土や国民を災害から守るため、公共機関が必要な体制を整備し、責任の所在や必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的な防災行政の整備・推進を図ることを目的とした法律。
防災基本計画	災害対策基本法に基づき、内閣総理大臣を長とする国の中央防災会議により作成された、災害に種類に応じて講じるべき対策を示した基本的な計画。
原子力災害対策特別措置法（原災法）	1999年制定。放射性物質の大量の放出を伴う原子力災害に関して、原子力事業者の責務を明確にした法律。
地域防災計画	各都道府県および市町村が災害対策基本法に基づき、各自治体の実情に即して、対策を作成した計画。
原子力施設等の防災対策について（防災指針）	原子力委員会が作成した、放射性物質の態様、緊急時環境放射線モニタリング、周辺住民に対する防護対策等の原子力防災対策の技術的、専門的事項について基本的考えを記したもの。

## 福島第一原子力発電事故と今後の原子力防災訓練

福島第一原子力発電事故から、これまでの訓練で実施されてこなかったこと、不十分であったことを、被爆医療を中心に検証した。

### 1) 意思決定とその伝達

これまでの原子力防災訓練は、シナリオに頼るか、ある種の「パターン」が存在し、事象を認識後、意思決定を行うプロセスをスキップしていたと思われる。差迫った状況で判断を行う訓練が求められる。

### 2) 住民やマスコミへの広報と正しい知識の発信

これまでも住民広報活動訓練や、プレス対応の訓練は行われてきた。しかし、十分な情報が得られたことを前提としていたため、受け手を意識した情報の発信訓練はされていなかった。

### 3) 防災・医療関係者の避難と災害弱者

福島第一原子力発電の事故では搬送関係者による患者搬送拒否、入院患者の避難に伴う移動によると思われる死亡など、あってはならない事象が起きてしまった。防災・医療関係者も避難地域にあっては避難対象に含まれるかもしれないが、放射線被爆のリスクに比べて、より大きなリスクを回避できない状況は避けなくてはならない。

以上、そのすべての根底にあるのは、放射線とその被爆に関する正しい知識の欠如であり、原子力災害時に起きるとされている社会・経済的な影響の防止・予防に関する訓練が要領に含まれていなかったことは、大きな反省点であった。